

徳島県情報公開審査会答申第54号

第1 審査会の結論

徳島県知事が行った公文書部分公開決定において非公開としたもののうち、次の部分については公開をするべきであるが、その余の決定は妥当である。

- (1) 「環境苦情処理票（平成19年第2号）」のうち、「苦情申立者を識別できる記述」の一部
- (2) 「廃棄物監視行程表（監視年月日平成17年10月11日）」のうち、「法人の名称及び監視結果」

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成19年7月19日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「三好市井川町 農地に大量施肥された （株）製造の「肥料」なるものに関し、(1)地元の住民、各種団体、地方自治体から県によせられた苦情の申し出、要請、あるいは、これらに類するものに関する一切の情報。(2)県の現地調査に関する業務報告書、あるいは、これらに類するものに関する一切の情報（写真を含む。）。(3)県の取っている措置に関する稟議、決裁にかかる一切の情報。(4)国（環境省、国土交通省など）の機関との協議、報告、指示に関する一切の情報。(5)業者に対する行政指導、改善命令、措置命令に関する一切の情報。(6)業者からの報告、要請、見解、あるいは、これらに類するものに関する一切の情報。(7)三好郡井川町地内の産業廃棄物の不適正処理・不法投棄案件について、県の事務取扱要領などに基づき、廃棄物処理法の措置命令を発する権限をまかされている県職員の部局・官職と現在の当該職員の氏名。」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成19年9月21日、実施機関は、本件請求に係る公文書を別表に掲げる文書（以下「本件公文書」という。）と特定し、その内容について検討した結果、それぞれ同表に掲げる部分が条例第8条第1号又は第2号に該当すると判断し、当該部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成19年9月26日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成19年11月8日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書、意見書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は次のとおりである。

- (1) 本件処分は、非公開事由がないにもかかわらずなされたもので違法である。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第15条の5（現行法第19条の5。）第1項は、「産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事は、必要な限度において処分者等に対し期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。」と定めており、同項第4号では、不適正処理等の違反行為を直接行う者、産業廃棄物管理表に関する義務に違反した者に対して、これらの行為を積極的、組織的に要求、依頼、教唆、幫助する関与者を措置命令の対象とし、不法投棄をさせるための土地を提供した者も措置命令の対象としている。

公害苦情処理票に記載されている「農場管理責任者の氏名」の人物が不法投棄がなされた土地の所有者である場合には、不法投棄をさせるための土地を提供した者として措置命令の対象となるものであるから、その特定をするために、氏名を公開することにつき公益上の必要がある。

- (3) 環境苦情処理票に記載されている「苦情申立者を識別することができる記述（氏名及びその他の記述）」は、氏名は条例第8条第1号に該当するとしても、その他の記述に係る情報は該当しない。
- (4) 廃棄物監視行程表に記載されている「法人の名称及び同法人の監視結果」は、三重県においては産業廃棄物監視指導業務等に関する業務報告書の現認内容、指導内容及び聴取内容の全てについて公開されている（三重県情報公開審査会答申第59号、第77号及び第119号参照）。また、記載内容が法人の違法行為に係るものであるときは、当該法人に競争上の地位その他正当な利益を害するおそれなどありえないし、具体的侵害のおそれも主張されていないから、条例第8条第2号に該当しない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び当審査会での口頭による処分理由説明を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

1 条例第8条第1号（個人に関する情報）の該当性について

本件公文書のうち、1、2及び4において、「苦情申立者の氏名」、「農場管理責任者の氏名」、「苦情申立者を識別できる記述」及び「立ち寄り先の個人の氏名」を非公開とした。

これらの情報は、いずれも個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であり、本号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないことから、本号に該当すると判断したものである。

この点、異議申立人は、「農場管理責任者の氏名」について、不法投棄がなされた土地の所有者である場合には、不法投棄をさせるための土地を提供した者として措置命令の対象となるものであるから、その特定をするために、氏名を公開することにつき公益上の必要がある旨主張している。

しかし、本件事案で問題となっている、株式会社（以下「本件法人」という。）が組合（以下「本件組合」という。）の農地である農地に行った大量施肥行為（以下「本件施肥行為」という。）に関しては、不法投棄の事実は確認されていないため、かかる主張は採用できない。

また、異議申立人は、「苦情申立者を識別できる記述」について、本号に該当しない旨主張する。

しかし、本号本文では、個人識別情報の中に「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む」と規定しており、本件記述内容はまさにこれに該当するものである。

2 条例第8条第2号（法人等に関する情報）の該当性について

本件公文書のうち、3において、「法人の名称及び監視結果」を非公開とした。

当該情報は、公開することにより、当該法人が不適正な処理を行ったために立入調査を受けたのではないかというような疑念を持たれ、競争上の地位を害されるおそれがあり、本号ただし書を適用すべき情報とはいえないことから、本号に該当すると判断したものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公文書について

本件公文書のうち、1及び2は、県民から寄せられた生活環境上の苦情について、その内容を聴取して記載し、その後の調査、指導などの対応状況について詳細に記載したものである（なお、平成17年度頃から件名が「公害苦情処理票」から「環境苦

情処理票」に改められている。

本件公文書のうち、3、4及び5は、環境監視員が廃棄物の不適正処理や野外焼却などの行為がなされていないか、廃棄物処理等許可業者の許可条件の遵守状況、また、それらにかかる住民からの通報への対応等について、監視、調査及び指導等を行った結果を記載した報告書である。

いずれも実施機関の職員が職務上作成し、組織的に用いるものとして保有している公文書である。

2 条例第8条第1号該当性について

(1) 条例第8条第1号について

本号の趣旨は、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開情報として定めたものである。

いわゆるプライバシーの概念及びその範囲については、具体的に明確に示すことが困難であり、法的にも社会通念上も必ずしも確立したものでないことから、条例では、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人が識別できる情報は原則として非公開とする方式（個人識別型）を採用している。

ただし、個人識別型を採用した結果、本来保護する必要のない情報も非公開情報に含まれてしまうことから、このような事態をできる限り避けるため、非公開情報から除かれるべき情報として「イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（「以下、「公務員等の職務遂行情報という。」）」を、ただし書の中に列記している。

(2) 「苦情申立者の氏名」及び「立ち寄り先個人の氏名」について

氏名は本号本文に該当する。

次に、本号ただし書き該当性について検証するが、本件氏名を何人にも公にする法令根拠も慣行もなく、本件氏名の公開が人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要とは認められないし、また、公務員等の職務遂行に係る情報でないことは明白である。

よって、本号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しない。

以上から、本件情報が本号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(3) 「農場管理責任者の氏名」について

ア 氏名は本号本文に該当する。

そして、本件組合において、組合員氏名を何人にも公にする法令根拠も慣行も

ないから本号ただし書イに該当せず、ただし書口及び八にも該当しないことは明白である。

イ この点、異議申立人は、不法投棄がなされた土地の所有者である場合には、不法投棄をさせるための土地を提供した者として措置命令の対象となるものであり、その特定をするために、その氏名を公開することは公益上の必要がある旨主張している。

しかし、本件施肥行為に関し、実施機関において不法投棄であるとの事実認定はなされていない。

また、当審査会は本件処分の条例上の適否について判断を行うものであり、本件施肥行為が不法投棄であるかといった事実認定を行う権限を有しておらず、その是非を判断することもできない。

よって、異議申立人の主張は採用できない。

ウ 以上から、本件氏名が本号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(4) 「苦情申立者を識別することができる記述」について

ア 当審査会がインカメラ審理を実施したところ、本件情報は、いずれも本件苦情申立者の行動について記載されているものであった。

この点、個人の行動についての記載は、特段の事情のない限り、それ単独で特定の個人を識別することはできず、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる場合に限り、本号本文に該当するものと解する。

そして、「他の情報」には、公知の情報や公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれることはもとより、仮に近親者や利害関係人であれば知り得るような情報もこれに含まれるものと解する。

イ この点、本件情報は環境苦情処理票（平成19年度第2号）に記載されているところ、本件環境苦情処理票の指導経過及び指導内容欄中、「平成19年4月3日 井川総合支所での対応」欄の1行目から2行目にかけての記述部分（以下、「記述部分」という。）については、井川総合支所の地域性等を考慮すると、井川総合支所周辺の地域住民の間の公知の情報や近親者であれば知り得る情報と記述部分とを照合することにより、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、記述部分が本号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

ウ 次に、「4月4日 西部総合県民局」欄の20行目から21行目にかけての記述部分及び「平成19年4月4日」欄の2行目から3行目にかけての記述部分（以下、「記述部分」という。）についてであるが、本件施肥行為については、大量施肥が行われた平成16年以降、周辺住民はもとより複数の住民団体が問題視し、各方面へ情報発信を行ったり、国等の公的機関に対して頻回に苦情、要望その他の意見を提出するなどしている。

こうした事実を踏まえると、他の情報と記述部分とを照合しても、特定の個

人を識別することができるものとは認められない。

したがって、記述部分 が本号に該当するとした実施機関の判断は妥当でない。

2 条例第8条第2号の該当性について

(1) 条例第8条第2号について

本号の趣旨は、営業の自由や事業者の社会的評価の保護等の観点から、法人その他の団体（以下、「法人等」という。）又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、当該事業者の正当な利益を損なうこととなる情報を非公開情報として定めたものである。

ただし、第1号口と同様に、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益を比較考量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報は本号の非公開情報から除かれるものである。

なお、「おそれ」の有無の判断に当たっては、それぞれの事業の性格、規模、事業内容等に留意しながら、当該情報を公開した場合に生ずる影響を個別的、客観的に検討し、慎重に判断しなければならない。

(2) 「法人の名称及び同法人の監視結果」について

ア 本件情報は、監視先、監視結果及び監視の端緒の3つで構成されている。監視先については法人であることが本件処分により明らかにされているため、これらはいずれも法人に関する情報に該当する。

そして、実施機関は、これらの情報が公開されると、監視先事業所等が廃掃法に違反する不適正処理をしたために立入調査等を受けたとの疑念をもたれるため、競争上の地位を害するおそれがあると主張する。

以下、それぞれの情報について、本号該当性を検証する。

イ 監視先について

そもそも環境監視員による監視業務の法的根拠は廃掃法第19条第1項の立入検査権にあると解されるところ、当該立入検査権の行使は、廃棄物の不適正処理の疑いがある場合に限定されるものではなく、また回数についての制限もない。

そうすると、頻度等に差はあるものの、廃棄物処理業者が実施機関から廃掃法第19条第1項を根拠に監視を受けることは必ずしもまれなことではないし、監視を受けた事実が公になったとしても、それによって当該事業者が廃掃法に違反する不適正な処理をしているなどといった疑念が持たれるとまでは言えない。

したがって、監視先の公開により、直ちに監視先事業者の競争上の地位を害するおそれがあるとは認められず、本号本文に該当しない。

ウ 監視結果について

廃棄物監視行程表中の「監視結果」の欄には、実施機関の職員が立入検査権等に基づいて事業所等を外部から監察し、あるいは事業所等内に立ち入り、現実に確認した事実について、ありのままに記載されているものである。

そして、監視結果として記載されている事実が、客観的に見て立入検査権を行使しなければ確認することのできない事実と評価できる場合は格別、これを行使せずとも外観から一見して確認できる事実である場合、既に周辺住民にとって公知の事実となっているものであるから、監視結果が公開されることによって監視先である事業者が廃掃法に違反する不適正な処理を行っているとの疑念を持たれるものではない。

したがって、監視結果の内容が立入検査権を行使しなくても外観から一見して確認できる事実である場合は、本号本文に該当しないものと解する。

当審査会がインカメラ審理を実施して確認した結果、本件監視結果の内容は、別段立入検査権を行使しなくとも外観から一見して確認できる事実しか記載されていないものと認められた。

したがって、本件監視結果については本号本文に該当せず、これに該当するとした実施機関の判断は妥当でない。

エ 監視の端緒について

監視の端緒として記載された内容が、社会通念上外観から一見して確認できる事実と評価できる内容である場合、当該事実が真実であれば、周辺住民の公知の事実となっているものであるから、公開されることによって監視先である事業者が廃掃法に違反する不適正な処理を行っているとの疑念を持たれるものではない。

また、仮に当該事実が虚偽である場合、監視結果としては廃掃法上何ら問題ない旨の事実が記載されるのが通常であるから、公にしても不利益が生じるおそれがあるとは認められない。

そこで、かかる場合には、特段の事情のない限り、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、本号に該当しないものと解する。

当審査会がインカメラ審理を実施して確認したところ、その内容は社会通念上外観から一見して確認できる事実と評価できるものと認められ、これを否定する特段の事情も見いだせない。

したがって、本件監視の端緒を公にしても、監視先である法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

以上から、本件監視の端緒を本号に該当するとした実施機関の判断は妥当でない。

オ その他

異議申立人は、三重県情報公開審査会答申第59号、第77号及び第119号を引用したうえで、これらの情報を公開すべきと主張している。

しかし、上記答申に係る事案はいずれも、実施機関が旧三重県情報公開条例第8条第5号（現行第7条第6号。なお、本県の条例にあてはめれば、第8条第4号。）に該当することを理由に非公開としたものであり、本件事案とは非公開理由を異にするものである。

したがって、本件情報が本号に該当しないことの理由とはならないことから、かかる主張は採用できない。

4 その他

異議申立人は、口頭による意見陳述の際、農地法違反に係る原状回復についての具体的指導内容がわかる公文書を公開してもらいたい旨主張したが、本件事案における異議申立ての内容には、対象公文書の特定に関する主張がない。

したがって、申立てのない事項に関する主張であり、これを認めることはできない。

なお、この点に関し、当審査会で調査を行ったところ、本件組合と本件法人との間で問題となったのは農地法第3条違反であり、異議申立人の主張する現状回復命令の対象ではなく（同法第83条の2）、異議申立人の主張する公文書は存在しないことが確認された。

5 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の判断」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成19年11月 8日	諮問
12月12日	実施機関からの理由説明書を受理
平成20年 1月 4日	異議申立人からの意見書を受理
2月27日	審議（第52回審査会）
3月24日	審議（第53回審査会）
4月25日	審議（第54回審査会）
5月23日	異議申立人からの口頭意見陳述、審議（第55回審査会）

6月27日	実施機関からの口頭理由説明、審議 (第56回審査会)
7月25日	審議(第57回審査会)

別表

番号	公文書の件名	非公開とした部分
1	公害苦情処理票 (平成16年度第11号)	「苦情申立者の氏名」
		「農場管理責任者の氏名」
2	環境苦情処理票 (平成19年度第2号)	「苦情申立者の氏名」
		「苦情申立者を識別できる記述」
3	廃棄物監視行程表 (監視年月日平成17年10月11日)	「法人の名称及び監視結果」
4	廃棄物監視行程表 (監視年月日平成18年9月11日)	「立ち寄り先の個人の氏名」
5	廃棄物監視行程表 (監視年月日平成17年4月1日他57件)	